

令和元年9月11日

土地・建設産業局建設業課

中央建設業審議会総会の開催

～新・担い手3法を踏まえた工期基準作成WGの設置等について審議～

今回の総会では、第198回国会(常会)で成立した新・担い手3法を踏まえ、工期に関する基準作成に関するワーキンググループ(仮称)の設置及び経営事項審査の審査基準の改正、入札契約適正化指針の改正についてご審議いただきます。

第198回国会(常会)では、建設業の働き方改革の推進や生産性向上、持続可能な事業環境の確保、災害時の緊急対応強化を内容とした、新・担い手3法(公共工事の品質確保の促進に関する法律、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律)が成立いたしました。

本審議会では、本法律について報告を行うとともに、本法律の趣旨を踏まえ、工期に関する基準作成に関するワーキンググループ(仮称)の設置及び経営事項審査の審査基準の改正、入札契約適正化指針の改正についてご審議いただきます。

今回の会議の詳細は以下のとおりです。

1. 会議日時 令和元年9月13日(金)14:00～16:00
2. 場 所 中央合同庁舎3号館 11階 特別会議室
東京都千代田区霞が関2-1-3
3. 委員名簿 別紙1のとおり
4. 議 題 (予定)
 - ・新・担い手3法の成立など最近の建設業を巡る状況について(報告)
 - ・中央建設業審議会工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ(仮称)の設置について(審議)
 - ・経営事項審査の審査基準の改正について(審議)
 - ・入札契約適正化指針の改正について(審議)
 - ・公共工事品確法の改正を受けた基本方針の改正・運用指針の改正について(報告)
5. 取 材 等
会議は傍聴可能ですが、座席数には限りがありますので予めご了承ください。
また、カメラ撮りは冒頭(議事に入るまで)のみ可能です。
※傍聴・カメラ撮りをご希望の方は、会場の都合上事前登録が必要ですので、別紙2に必要事項を記入の上、9月12日(木)14時までにFAXにてご提出ください。
6. その他
会議資料及び議事録等については、後日、国土交通省ホームページで公表いたします。また、過去の資料については、以下の国土交通省ホームページに公表しております。

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s501_chuokensetsugyo01.html

【お問い合わせ先】

国土交通省土地・建設産業局建設業課

建設業政策企画官 平 林(24753) 企画専門官 田 中(24710)

経営指導係長 本 多(24734)

代表電話:03-5253-8111 夜間直通:03-5253-8277 FAX:03-5253-1553